

令和5年度 第2回仙台市いじめ防止等対策検証会議

日時 令和5年10月19日（木）16：00～18：20

場所 上杉分庁舎12階 教育局第一会議室

出席 氏家靖浩委員（会長）、西海枝恵委員、高橋由臣委員、
本図愛実委員（副会長）、村松敦子委員

議事要旨

1 開 会

2 議事・報告

本日の報告や議事について、非公開とすべき内容が含まれないと考えられることから、公開とすることとした。

議事録署名人は氏家会長と高橋委員とした。

（1）いじめ防止施策の検証について

○氏家会長

前回の振り返りをします。まず、令和4年度のいじめ防止等対策に関する事業について事務局から説明を受けて、委員の皆さんそれぞれの視点で率直なご意見をいただきました。

いじめの未然防止、早期発見、対処、学校・教員への支援体制、社会全体でいじめの防止に取り組むための対策と、様々な観点からご意見をいただきましたが、特に、いじめの未然防止に向けた取組みについての意見が多くありました。また、S-KETが開設から3年が経過したことと、これまで検証されてこなかったということも確認しました。

続いて、令和4年度報告における「当会議からの提案」への市及び教育委員会の対応状況を確認しました。引き続き対応し、年度内にまた進捗を報告してもらおうこととしました。

ここまですつきまして、委員の皆様、よろしいでしょうか。本日は今年度検討する具体的な中身の確認を進めてまいります。テーマをどこに定めるかが、この会議で一番難しく、重要なポイントになると思います。はじめに、事務局より資料の説明をお願いします。

○事務局（いじめ対策推進課長）

資料1をご覧ください。今回は、いじめ防止に関連する事業の一覧表をお示ししており、その事業に対応したご意見の要点を記載したものです。事前に委員の皆様にもご覧いただいておりますが、事業番号順に確認しますと、1ページ目の「3 いじめ防止に向けた研修」、2ページ目の「6 いじめ防止「きずな」キャンペーン」、3ページ目の「13 S-KETの運営」のほか、最後のページのその他「ステーション」に関するご意見などをお聞かせください。

ただいております。こうしたことから本日は、このあたりの事業の説明を中心に行ってまいります。

○氏家会長

発言をされたところや関心あるところなど、それぞれの委員の方の印象があるかと思いますが、議事録を確認しますと資料1にピックアップされたものということになります。

いじめ未然防止の中で「研修」は当会議で既に掘り下げっていますが、角度を変えてまだ見る必要があるのかもしれないということを前回確認しました。S-KETは、前の期でも話題に出ておりましたが、1ヵ年経過だけではまだ議論ができないということで、確認すべきことを残しておりました。ステーションは、分からないことも多いと思うので、いじめとの関わりがある部分などを確認したいと思います。これらに関して、資料の2～5を事務局に準備してもらっています。

また、スケジュールについても確認をします。次の年度に生かせるものは生かしていただきたいので、遅くとも1月には市長報告をしたいと思っています。改選があり、スタート時期が遅くなりましたが、できれば年明けには報告書は固める方向で進めます。そのため、委員が変わらないであろう来年度に検証を委ね、今年度の報告書には「注視すべき項目」という形で記載する部分も出てくると思います。それを考慮した上で、今年度掘り下げていくべきものについて、議論を進めてまいりたいと思います。それでは事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局（教育相談課長）

資料2「いじめ防止等対策に係る研修」についてご説明します。また、本日「別紙」で「生徒指導提要」について参考資料としてお配りしております。生徒指導提要は、教育を進める上で、道しるべとなるもので昨年の12月に改定されました。生徒指導提要に示された「支援構造」にどのような関わりがあるか併せてご説明します。

いじめ防止対策推進法第8条には、学校及び学校の教職員は、いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応を行うことが責務と規定されており、生徒指導提要に示された発達支持的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応、困難課題対応的生徒指導と重なっているものと考えております。4つそれぞれについて研修内容に盛り込む必要がありますが、「未然防止」という観点は発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導の2つが当てはまると考えております。

いじめ防止等に向けた研修につきましては、年次研修、校務分掌等による職能研修、管理職研修などで、別紙1のように研修体系を構築しています。研修後は、受講者が校内で伝達講習や報告を行うこと、校内LANなどを活用して研修資料を共有することとしています。

資料2の3はいじめ防止等対策に係る総点検についてです。年度の初めに、いじめ事案の対応における基本事項や組織体制の確認のために全市立学校において実施しているものです。いじめ対策ハンドブックの内容の確認、校内組織体制の確認、別紙1の体系図により目的の確認を行っています。

資料2の裏面です。今年3月の仙台市いじめ問題専門委員会の答申を受けまして、教育委員会として、いじめ防止等対策を策定しました。その概要を周知徹底するために、動画にしたものを全教職員が夏休み中に視聴することとしました。また、スクールロイヤーに作成していただいた事案対応や関係修復、保護者対応などの13本の研修用動画を1月末ま

でに管理職、いじめ対策担当教諭が視聴することとしました。なお、「我が子がいじめの当事者になったときの心構え」という保護者向けの動画もあり、PTA 総会等で活用いただいております。

いじめ対策担当教諭の研修は年4回開催しております。子どもの意見表明権について、答申からのいじめ防止等対策を受けて講話の内容に盛り込みました。いじめ不登校対応支援チームは、4月から7月にかけて、全市立学校を訪問し、各校の研修や組織体制の確認などを行い、課題のあった学校に対してその後の改善の確認を進めてまいりました。今後は、訪問結果を取りまとめたものや、好事例を学校現場に還元していく予定です。

資料3についてご説明します。この取組みは、全教職員のいじめに関する認識、保護者や地域の方々との連携、児童生徒の意識の高揚を目的としております。すべての児童生徒を対象とした未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導、課題未然防止教育に位置付けられる取組みです。3に記載の「学校の取組内容」は、資料のとおりですので、後ほどご覧ください。

4「仙台市児童生徒8万人のいじめ防止『きずな』アクション」は、各学校で決めた行動目標をもとに実践するものです。課題予防的生徒指導層でありながら、児童生徒が自発的、主体的に活動することによって、生徒指導の基盤となる発達支持的生徒指導となる取組みと考えております。活動の実際については、資料の裏面に掲載してあります。広く周知を図るために、昨年度は市役所1階ロビー、各区の中央市民センターに各学校の取組みを一定期間掲示しました。今年度も同様の取組みを行う予定です。

○氏家会長

今説明いただいた部分で、確認や質問など、ご意見はありますか。

○西海枝委員

生徒指導を理解していないと適切ないじめの未然防止、早期発見、対処はなかなか難しいと思っておりますが、生徒指導提要を読み解けば、生徒指導が分かってくるという訳ではありません。いろいろな研修があって、いろいろな話を聞くのですが、実際に対応するにしても未然防止をするにしても、そういうことも含めて、研修をどうしていくかということは一つあるのかなと思っております。

○村松委員

弁護士として先生方を研修して、研修したことが学校全体に周知徹底されていないと感じています。研修に出た教員は、管理職や同僚と共有しているのでしょうか。その受け皿はあるのでしょうか。

また、研修にはいろいろな種類やネーミングがありますが、一人ひとりの教員に研修内容が伝わりにくいのは、上からの座学だからではないでしょうか。現場で困っていることは学校ごと学級ごとに違うはずですが、現場で困っていることを出してもらい研修に反映させることが必要だと思います。また、いじめがあったときに、学校としてどうするかという対応策を事前に考えておく必要があると思っております。

私は過去にいじめの再調査委員会を担当しましたが、様々な提言をしてもなかなか現場の先生たちに定着していかないと思っております。現場の先生方の工夫なり、知恵が出てこない駄目なのではないかと再度思いました。

○本図副会長

この会議は、様々な施策の中からどれかをピックアップして、効果等を検証していく会議だと思います。開設から3年が経過したS-KET、いじめ対策担当教諭、全体的な効果の検証もあるかもしれません。一方で、各施策の総体である「仙台市のいじめ防止がどうだったか」という大きなことについて、もし可能であれば市民目線から見てどういう成果があり、何が課題だと言えるか、施策と紐づけて検証してはいかがでしょうか。文科省から認知をたくさんしてくださいと言われていたのに、未だに「認知件数が多い仙台市は駄目だ」というマスコミの報道があることが気になっています。全体として仙台市のいじめ防止の成果が上がっているという確認、そこから望ましい姿との差をどう考えていくかという検証があってもいいと思いました。

○西海枝委員

「いじめは絶対にあってはならない」というフレーズと、「いじめはどこにでもある」というフレーズの両方が同時進行しています。たくさん認知件数があると、「いじめはあってはならないのに、なんでこんなにあるのか。むしろ増えているのではないか」と思う人がいると思います。しかし、その人を苦しめようと意図的にいじめているものは本当にごくわずかです。いろいろな人間がいて、何十人が一つのことに向かって何かやろうとしたときに軋轢が生じるのは当たり前のことで、その結果、嫌な思いをした、トラブルがあったということも教員はいじめの可能性のあるものとして拾っているのです。いじめ防止対策推進法は、重大事態を食い止めなければいけないというところから始まって、今では誰にでも起こりうるようなトラブルにも対応しています。このことを分かって対応している教員もいれば、すべて同じ熱量でやっている教員もいます。その場合、一層ややこしくしてしまったり、学校への信頼を失わせてしまったりすることもあります。両極端なことが発信されていることが、市民にとっても保護者にとっても、教員にとっても、非常にやりにくいと感じています。若い先生は、その辺りが整理されないまま研修を受けていると思います。

○村松委員

分かって対応している教師ばかりではないというのは本当にそのとおりです。だから、一人で対応はしてはいけません。いろいろな不幸な事件があったときには先生が一人で対応していることがほとんどです。両方が被害者と主張し、先生方がどう対応していいのかわからず、半年、一年が経ったというケースもありました。複数で対応することは勿論のこと、学校全体でのそのケースについての方針を策定し、それを徹底するべきです。

一つ一つのケースを地道に解決していくしかないと思います。

○西海枝委員

学校では、組織対応についてはだいぶ言われており、徹底され、勝手なことをやっている教員はいないと思います。それぞれの理解には差があるかもしれませんが、そこを埋めながらやって、決して一人で抱え込むことがないようにしております。

○氏家会長

私も研修と現場レベルのことがどのように繋がっているのか関心がありました。以前と比べて、先生方がいじめ対応の初動でこのようなステップが踏めるようになってきているとい

うエピソード、もしくは、うまくいかなかったケースなどがあれば教えてください。

○事務局（教育相談課長）

いじめ不登校対応支援チームで実感していることは、学校の組織体制や対応の熱量、意識がかなり高くなっていると感じています。

一方で、小学校の場合、担任がその場で判断し、これはただのトラブルだからその場で握手して仲直りするケースとか、子どもたちと担任の先生だけで収めてしまうケースなど、管理職まで報告せず、保護者から一体どうなっているんだと連絡をいただくことは未だにあります。学校の教員の細部まで、いじめ対応の周知がされていないと思っておりました。そこで今年度、夏休みの空いている時間に視聴できる12分間の動画を作りました。どのようにして教員に周知するかが我々の課題だと思っています。

教育相談課では「いじめの対応は子どもの成長のチャンス」だと捉えています。教員が適切な対応をしても、感情的になって学校に向かってきたり、相手の親に「謝罪しろ」と言ったりする保護者もおりますので、教員の研修もさることながら、保護者にいじめの対応について理解いただくように考えていかなければならないと思っています。

○氏家会長

先生方が経験されたようなケースで、必ずしも結論は見いだせていないけれども、困っていることなどを研修の中のコンテンツに生かすことはあるのですか。

○事務局（教育相談課長）

研修ごとに必ずアンケートをとっております。受けた研修や、研修を受けて感じたことなどをGoogleフォームで提出してもらっています。その意見を基に講師を選んだり、内容について検討したりしているところです。また、答申からヒントをもらうなど、様々なものを勘案しながら内容を検討するべきだと思っています。多忙な教員にとって、本当に実のある研修をこれからも考えていかなければならないと思っています。

○村松委員

弁護士として「これはただのトラブルだからその場で握手して仲直り」ということが気になりました。研修用の動画は、そういったことを否定しています。大人ができないことは子どもにもできないし、強要してはいけません。

研修用動画については、先生たちが批判的に見て、「どうして握手をさせていけないのか」と、自分たちで議論することが必要だと思います。動画を見て、「弁護士が好きなことを言っている」で終わっては、意味がないと思います。批判的に見て構わないので、同僚の先生たちと意見交換を行うことから始まるのだと思います。最終的に納得し弁護士の意見に同調してくれることになるのが嬉しいですが、まず、自分の中で咀嚼することをしてほしいです。

○氏家会長

テーマが今日確定するのであれば、そのあたりまで掘り下げたいという思いがあります。村松委員がおっしゃるように、動画を視聴して、議論して、先生方で見解が分かれることもあっていいはずですよ。

また、メディアの方はすごくあっさり書きますが、「解消率」は分からないというのが

正確なところだと思います。「解消率」というものはどのように捉えたらいいのか。解決が困難だったけれど次の学年に繋げたなど、具体のケースを研修に還元し、答えは見つからないけれども我々が直面する課題の一つであるという研修があってもいいと思っています。

○村松委員

いじめの解決とは何でしょうか。嫌な思いをしたことは、一生引きずります。無かったことにはなりません。でも、学校での解決とは、関係の子どもたちが学校に来れることです。傷ついていながらも「学校に行っていていいんだ」と思えることが大事ですし、不用意に傷つけたことを悪かったなど思いながらも、「次はそんなことしない。いつか許してくれるといいな」と、登校し続けることが学校での解決策だと私は思います。それ以上、子どもの内心に踏み入ることは先生といえども私は許されないと思うし、できません。そんなのは解決でも何でもなく、押し付けです。高望みすぎるから握手という話が出てくるわけで、解消はしないと厚くしてください。

○氏家会長

私は学校に通わなくてもいいから、生きていくことが重要だと思っています。極端な場合、親や友達に頼らず生きていければ良いと思いますが、明文化できない部分があるとも思っています。

教育委員会、教育相談課が主体となって示している研修がすごく重層的になっていることが今日よく分かりました。そこに今度、研修を実際受けられた先生の声、Google フォームで集約したものなどを生かすといいのかなと思いました。研修にターゲットを絞って掘り下げていくのであれば、今日いただいた資料や説明で柱は見えますし、工夫もよく分かります。一方、受けた側の先生方の声が必要です。

○高橋委員

「いじめは絶対にあってはならない」「どこにでもある」というのは、自死に至るところに踏み込んで見ればそれは「絶対にあってはならない」と思っています。一方で、「どこにでもある」ことをいけないと考えれば、子どもの成長において、人と人の関わりを全くするなという極論になってしまいます。やはり、成長過程によっていろいろと小さいことはあるべきです。

一部の保護者からは、PTA 活動は必要ないのではないか、自分の子どもと親だけが成長していればそれで良いというご意見もあります。「どうせ仙台にずっといません。ここで3年間きっちり勉強だけしてもらえればいい」という保護者もいます。先生と子どもたちだけが当事者で、保護者はお客さんのような状況です。保護者向けの動画を作っているということですので、「こういう事例があります。さて、あなたのご家庭で起こったらどうしましょう」という保護者が当事者になる動画や、子ども、先生、保護者が関わって成長していくんだと伝えられるものがあるといいと思います。守秘義務もあるのですが、実際に宮城県や仙台市で起こっている事例などを紹介するなど、子どもの成長過程でそういう可能性があるということは知ってもらわないといけなと思います。先生方だけに任せていけばいいという問題ではなく、保護者も本当に勉強しなければいけないと思います。

また、子ども向けの啓発動画として、一年生から学習できるようなコンテンツがあってもいいと思います。「こういうことをすると、重大なことに繋がるからね。だから、もっ

と大きい学年になってお兄さんお姉さんになったらそういうことも勉強していかなきゃいけないよ」など、学べる学習コンテンツがあってもいいかと思います。

○事務局（副教育長）

研修というテーマで様々ご意見をいただきましたが、子どもたちも成長していく中で仲間、学級、環境が変わっていきます。先生方も、どこかの節目で研修を受け、一度受講したからよいのではなく、社会情勢の変化も踏まえながら、不断の見直しによる研修を受けています。教育委員会も学校現場と一緒に変化に対応し、研修を作っていく必要があると思っています。

先程、仲直りの話が出ましたが、未然防止や対応における理論的な部分はハンドブックに書いてあり、先生方にも伝えていますが、いわゆる理論的な部分に加えて、具体的にうまく対応したケース、逆のケースなど、子どもの気持ちや保護者からの声など具体例をおりませながら、学校現場でこういうふうにやればいいんだとわかってもらいたいと思います。いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問でも、OJTにより役割分担やロールプレイを行っているという事例も把握していますので、そのような例をもっと盛り込み、また、研修に対する批判的な意見も当然数もあつてしかるべきだと思いますので、そういったものでよりバージョンアップしていくこと、これは引き続き取り組んでいきたいと思ひながら先ほどからお聞きしていました。

会長と副会長は教員養成の大学の先生でいらっしゃるの、一つ質問させていただきます。保護者対応について、学校の先生を目指す学生に負のイメージが先行してしまうのは本意ではありません。教員養成ための授業では、学校現場で求められている保護者対応を学ぶ機会はあるのでしょうか。もしあればご紹介いただければと思います。研修ということで教育委員会と教員を養成する大学の学びが一緒になって取り組むということもできるのかなと思ひ、教えていただければと思います。

○本図副会長

私の指導になるのですが、一年生を対象とした「教育の制度・経営」という講義で、仙台市の教育センターが出しているハンドブックを全部読むようにしております。先生方の経験値が詰まっているハンドブックだと思っています。もう少しリアルな点は、ゼミや実習で現場に行ってからやればよいと思ひしております。

○氏家会長

保護者対応に関しては、教育相談の科目で10年程前から一回は必ず扱うようになっていきますので、教育相談担当の教員たちは必ず触れていることになっていきます。また、市、県の教員を退職された先生方が大学で教えている現状ですので、非常にリアリティのある話を聞いており、学生たちも覚悟を持って教員採用試験に挑んでいるのは確かです。

仙台市の教員養成のパンフレットの研修体制の中に、いじめのことは過去に重大事態が重なったので、しっかりと取り組んでいることを入れてほしいと思っています。昨年度は、いじめ対策担当教諭のことが載っていましたが、先生になってからでも仕事の一環として学ばなければいけないこと、その中にはいじめのこともあり、真正面から向き合っていますということをもっと入れて欲しいと思っています。

また、先程の高橋委員の発言である、すべての児童生徒に対して伝えなければいけないという部分に関してお話しします。命を大切に教育の推進については、令和3年度に検

証したとおり、私たちが想定した以上の深いレベルでやってらっしゃることが分かりました。理科をうまく活用している部分や、過去に本市であった悲しい事例についても、きちんと切り込んでいます。命を大切にする教育の推進という形で動いているものは、実はすでに生徒指導提要の一番下の層に該当し、すべての児童生徒に響く形で行っています。保護者にも、いろいろなことがあったけれども、だからこそ教育、学校は変わり続けているということを伝えていきたいことです。

○本図副会長

研修について、高橋委員がおっしゃった「保護者に向けたもの」は新機軸で、これまでこの会議で取り上げてきませんでしたので、検証の土台にも載ってくると思います。しかし、教員と学校については、これまでも対象としております。大事なことは確かですが、教育委員会で見直しを随時やってくださいというレベルかと思っておりました。研修体系図も示され、受講内容を学校できちんと伝達をしてくださいということもすでに言っております。

前回の資料で示された認知件数や解消率は、令和3年度のデータで、認知件数は大きな変化がないにしても、いじめの態様のうち「金品をたかられる」などの数字は問題だと思っています。これは先程お話があった「いじめどこにでも起こり得る」とは違うレベルだと思っています。「冷やかし」や「からかい」が増えていることは、成長の発達過程ということだと思われませんが、質が違うものについては、教育委員会ではどのように分析されているのでしょうか。ある学校に多いのか、全体なのか、或いは減っている学校もあるのか、そういう細かいところがわかっていないと、政策全体でいい悪いということや効果の有る無しについて、この場で大まかに意見を出すとしても、学校ごとにはどうなのだろうかというもやもや感があります。

○氏家会長

いわゆるいじめの範疇を超え、犯罪じゃないでしょうか。犯罪に限りなく近いケースについて、先生方はどのような向き合い方をするのでしょうか。

○本図副会長

犯罪ですけれど、金品をたかられるのはいじめの一環で重大事態だと思います。

○氏家会長

犯罪の色が強いいじめの態様について、何かしらの根拠になっているもの、あるいは研修など、課題として残っているものはありますか。

○事務局（教育相談課長）

令和4年度の問題行動調査の結果について、現在分析をしている最中ですので、はっきりと申し上げる段階ではありませんが、重篤なケースは実際に起こっています。金品のこと、暴力が絡んだいじめは確かにあるわけですが、いずれにしろ適切に対応しなければならないですし、保護者の方が警察に相談するケースも増えております。そのようなケースについては、我々が実際に学校を訪問し、ヒアリングをしながら学校と一緒に対応しております。

なお、中学校よりも小学校の方が大きな問題が増えているので、その理由を探りながら、

どのように支援をしていくか検討が必要と考えています。

○本図副会長

深刻なケースは小学校で増えているのですね。中学校の方は、「金品をたかられる」が10件から5件に減っているということで、それは先生方が努力して子どもたちを成長させていることだと思います。一方、実態や学校の対応等を踏まえないと、いじめの防止対策として本当に効果があるのかが分からず、少しすれ違ってしまっているのではないかと思います。

○氏家会長

分析が進みましたらお示してください。また、事例にどう対応するかなど、示されている指針のようなものがあるのであれば、またお聞かせいただけたらと思います。ただ、小学校で起きたことはおそらく中学校にも何らかの形で引きずるでしょうから、そういうものに関しての目配り、気配り、小中連携についても気になるところです。

きずなキャンペーンに関してはどうでしょうか。検証の素材として、研修とどちらかをやるのであれば、どちらかは省いてもいいかと思っています。研修を対象とした場合でも、委員が入れ替わっていますし、掘り下げる部分が違う形になると思います。保護者や地域との関係はこちらの方が強くなるのでしょうか。高橋委員は、いじめ防止きずなキャンペーンについて、何かお手伝いされたことはありますか。

○高橋委員

きずなキャンペーンではありませんが、いじめや何か問題が起きたときに、中学生がどう解決しているか話し合っているセミナーに出席したことがあります。当事者や傍観者などの構造のこと、生徒が年齢に応じて様々な経験をし、多様な気持ちが分かるように成長していると感じました。

○氏家会長

西海枝委員は、このキャンペーンについて、何か検証題材になるようなもの、ピックアップしたほうが良いというものがございますか。

○西海枝委員

学校独自のやり方で取り組ませてもらえれば、特段何もありません。

前回もお話しましたが、中学生ぐらいになると小学生とは違って変化球が必要になります。本校では「いじめをしないようにしましょう」という言い方はしないようにしております。自分ごととしてとらえるように、「いじめ」という言葉を使わずに、自分の学級の中で楽しくないなと思う生徒がいないように、「全員が安心して過ごせるクラスにするには、残り半年どうしていけばいいのだろう」という話し合いなど、居場所をどうしていくべきか、自分ごとに置き換えるようにしております。

研修については、いじめの未然防止策、対処など、大事なことは教員全員が理解しており、しっかりとやらなければいけないと分かっていると思います。一方、方法論というお話が先程ありましたし、前回もお話しましたが、特別活動をどのように教員がやっていかなければいけないかということが大切です。いじめのことだけを研修で学んだとしても、おそらく適切な対応はできません。先程、村松委員がおっしゃった「解決って何なのか」について、中学校ではほとんど「仲良くしなさい」とは言いません。チーム、集団として

あるべき行動をきちんととりましょうということであって、そもそも人付き合いとはどういうことなのか、集団の一員としての振る舞いとはどうあるべきなのかということ、特別活動で子どもたちに指導できる力がないと、いじめの指導についても間違えてしまう。大抵はできていると思うのですが、研修の方法という工夫です。

○村松委員

スローガンだけでは駄目で、必要なのは、議論の仕方を教えること。人と違う意見の場合に、相手を尊重しながらどのように意見を言うか、そういう機会が全然ないのではないのでしょうか。日本人が一番不得意なのは、自分の意見を言うことで、何も言わないでおとなしくしていた方がスムーズに行くと考えていることがあります。世界的に見たらそんな人間は使いたくないとなってきたので、他人と関わり合いながら生きていくということを前提とし、トラブル回避ではなくて、トラブルに遭遇した時にどう進むか、どう議論を構築していくか、その中で自分を生かしながらどうやって社会の一員として生きていくかということが大事だと思います。キャンペーンというよりも日々の実践が大切で、先生が子どもたちとしっかり対峙することが大事だと思います。

○氏家会長

ありがとうございます。現時点では、相対的に「研修」でポイントを絞って掘り下げていく方がよいのではないかと考えています。資料4と5の方に進めてまいりたいと思います。事務局よりお願いします。

○事務局（いじめ対策推進課長）

仙台市いじめ等相談支援室 S-KET についてご説明します。資料 4-1～4-4 をお配りしております。

はじめに 4-1 をご覧ください。1「概要」2「人員体制」です。S-KET は、学校や教育委員会以外の相談窓口として、本市が設置しているものです。いじめに関する相談は、学校における対応が中心になりますが、S-KET は、「学校や教育委員会には相談しにくい」「相談しても解決に至らない」などという児童生徒や保護者の相談に対応しています。最初の相談は、常駐の相談員が受け、必要に応じて臨床心理士や弁護士などの専門員が対応を引き継ぎ、学校との調整なども行っております。また、医師や社会福祉士などのアドバイザーにも相談内容に応じて助言をいただきながら、相談者の支援を行っております。資料の3「相談方法」4「開設時間」5「支援対象」については資料のとおりです。6「広報啓発」です。資料の4-3が、チラシの実物のコピーですが、配布や配架、ポスターの掲示により、児童生徒や保護者への周知を図っております。また、児童生徒の1人1台端末、こちらからの相談窓口にアクセスしやすくなるような工夫も行っているところです。

裏面をご覧ください。7「相談対応の流れ」についてです。①のはじめの電話やメールによる相談は、まずは相談員が対応します。必要に応じて、専門員につなぎ、専門員が悩みの解消に向けた支援の在り方を整理し、電話のほか②の面接相談を行い、専門的な立場から助言を行っております。さらに、相談者の状況によっては、③のところですが、学校への情報提供や対応状況の確認などを行っております。こちら電話のほか、④のとおり、実際に専門員が学校を訪問して、調整を図っております。S-KET は、相談者の代理人という立場ではなく、相談者と学校との調整役として、児童生徒が安心して過ごせるよう、学校と連携して、相談者の支援を行っていることが特徴です。

続いて資料の4-2をご覧ください。こちらはS-KETの昨年度の相談実績についてです。1「相談件数」です。令和4年度の延べ相談件数は488件で、半数程度が電話相談ですが、「概要②」に記載のとおり、複数回の対応後、面接相談につながる事案が多く、そういった事案は、専門員に具体的なアドバイスを求め、学校との調整を希望するものが多かったところです。2「主訴別相談状況」については、「いじめ」の相談が252件、これは全体の51.6%と最も多く、次いで、「教職員の対応」に係る相談が多くありました。いじめ相談の多くは、「概要②」に記載のとおり、「学校に相談したがなかなか解決に向かわない」など学校の対応に関するものでした。また、「友人関係などにより、安心して登校できない」など、子どもの登校に不安を抱く保護者の相談が多くみられました。裏面の3「相談の対応状況」をご覧ください。(1)の学校・関係機関との調整についてです。事案に応じては、関係機関との調整も必要になりますが、昨年度の実績は、全て学校との調整でした。電話等で行ったものは267回、実相談者数は39人。専門員が実際に学校を訪問した調整は延べ21回で、実相談者数は14人でした。「概要」の①に記載のとおり、調整は、前年度に比べ増加しました。事案によっては、専門員が複数回学校を訪問し、相談者と学校との調整を図る事案もみられたところです。S-KETに関する説明は以上でございます。

○氏家会長

S-KETについては、分かっている部分もあれば、新たに知ったこともあります。焦点を絞って深く掘り下げていくべきか、あれもこれも的に出すべきかどうか、大変悩ましいと思いました。何か質問、確認事項がありましたら承ります。高橋委員は、保護者ということでS-KETのお知らせなどが届くのでしょうか。

○高橋委員

チラシが配布されております。3年前に開設したこと、電話やメール相談などを行っていることは知っておりました。

この他にも、子どもが直接SNSなどでも相談できる場所が何ヶ所かあるということも分かっていましたが、部署同士で連携するなど、横の繋がりはあるのでしょうか。

○事務局（いじめ対策推進課長）

先ほどのご説明のとおり、S-KETは学校や教育委員会とは別の立場で相談をお受けしている窓口です。仙台市教育委員会でも、24時間電話相談やSNS相談を運営しており、相談者は相談しやすいところに相談できる体制になっております。S-KETは、「学校には相談しづらくなってしまった」、「相談はしているのだけれど、意に沿った対応をしてもらえない」といった相談が多く寄せられております。相談者のお話を伺いながら、学校にも状況を伺い、調整を図っているというところが特徴で、学校や教育委員会との連携が、最も大きいところです。

○氏家会長

相談件数の急激な増加を考えたときに、相談員が対応できるのかということが素朴な疑問としてあります。何か把握されていることはありますか。

○事務局（いじめ対策推進課長）

資料4-2の表のとおり、令和3年度に比べると令和4年度は40件近く相談が増えており

ますが、令和2年度は6月に開設しましたので、丸1年間の件数ではありませんので、急激に増えている状況ではありません。相談員も今の体制でも対応ができております。

○氏家会長

深刻な事態が発生した時に、余力がないと対応できないと考えています。どこよりも最優先するのであれば、いざとなったら他の部局にも応援をお願いすることも考えていかなければいけないのかなと思いました。引き続き機能できるようにしてほしいと思います。S-KETについて他になれば、ステーションについて、事務局より報告をお願いします。

○事務局（教育相談課長）

それでは、ステーションについて資料5をもとにご説明いたします。不登校の児童生徒や、その他教室に入れない児童生徒がおりますが、その子どもたちの居場所として、本市の中学校の9割以上、小学校では5割以上で、別室を設置して対応しております。ステーションにつきましては、設置中学校に教員を補充して、専任の担任を配置しており、別室にいわゆる専任の担任が入っているという言い方もできると思います。専任の先生を中心に、利用生徒に寄り添いながら、学習支援、コミュニケーションスキルの向上を目的とした支援などを行うことで、ステーションに通っている子どもたちの安心感や学習機会の確保、保護者の支援を行っています。また、専任の先生が、所属学級の担任や学年スタッフと連絡調整を円滑に進め、連携することができております。

ステーション設置校数につきましては、2番にあるとおり、令和2年度の中学校5校からスタートし、年々拡充を進めており、今年度は中学校25校に設置をしております。

不登校対策検討委員会においても、議論が進められているところで、小学校へのステーションの設置の必要性など、様々な意見が出されています。

ステーションの設置校の運営の支援としては、ステーション連絡会を定期的で開催して、好事例や課題などの情報交換を行い、運営に生かしていただいております。また、指導主事が全設置校を訪問してヒアリングを行い、運営面での指導助言を行っております。

裏をご覧ください。適応指導センターの学校訪問対応相談員は8名おります。この相談員は週1回、各設置校に派遣され、カードゲーム、ふれあい活動、作業などを一緒に行います。この相談員が来る日を楽しみにし、その日に合わせて登校する子どもも見られるようです。ステーション利用生徒数については、この資料のとおりですが、不登校の児童生徒以外にも利用しており、いわゆる不登校の未然防止、子どもの不安の解決にも繋がっているものと考えております。

○氏家会長

ステーションに関して、村松委員はこれまで何か話を聞く機会がありましたか。

○村松委員

初めて聞きましたが、保健室登校よりも学習ができる体制で良いと思います。

○氏家会長

保健室登校は、本来の保健室機能が奪われる場合があります。大変画期的で、選択肢があることによって学校の敷居を跨げるといえるのはいいことですね。西海枝委員の学校にはステーションがあるのでしょうか。

○西海枝委員

以前から、独自の学習室という別室がありましたが、ステーションということで加配をいただいております。全く登校できなかったけれども、この部屋が出来てから登校できるようになった生徒、ずっと家にいたけれども3年生になってから、勉強しなければと考えてステーションに来るようになった生徒、試験だけ受けにくる生徒など、様々います。運用がうまくいくようになると、この中で輪ができるような状態になっており、新たな生徒が利用しにくいという課題も現在あります。個に応じて、より良い状況を見つげながら運用しております。いじめに起因するものは現在の本校ではないのですが、教室に行った時に全員いるのが怖い、授業で指名されたときにみんなの視線が怖いなど、そういう訴えでステーションに行くようになった生徒は何名かいます。

○氏家会長

不登校の未然予防については、居場所があることがすごく重要です。背景に、いじめや対人関係の困難がある子どもにとって、校内の貴重な場所として機能しているということがよく分かりました。

今回は、第1回目の意見交換を経た上で、検証の対象になりそうなもの、また、情報が不足しているものを4項目、資料をもとに議論しました。いじめの未然防止を考えるのであれば保護者をどう向き合ってもらうかが避けては通れない課題だと思います。きずなキャンペーンは、保護者関連のところ研修とどのように繋がるか、私の中ではイメージできた部分があります。

今日4項目挙げた中から、「研修」を大きな柱にし、保護者向けの研修を考えること、きずなキャンペーンとも繋げて考えることを本日のまとめにしたいと思います。高橋委員からもありましたが、保護者の層は、おそらく地域差があるでしょう。ずっとその地域に住んでいる方もいれば、転勤が前提のご家族もいるでしょう。いじめ対応に関して、仙台の学校に入れてよかったよねと言ってもらえるような形にするにはどうしたらいいかというところも多分含まれるのではないかと思います。

また、研修メニューが非常に充実していますが、より一層のいじめの未然防止のために、こういう研修の示し方があるのではないかと、例えば、深刻であり低学年年齢で起きていることはおそらく、小学校から中学校へと移行してくる可能性があると考えたときに、いじめの発達に応じた対応について、深刻さが増しているものについてなどを研修メニューの中に組み込むことも考えられます。報告書は、このあたりの充実をより一層望みたいという形で書きたいと思っています。充実しているからこそ、補いを確実にという形に持っていけるのではないかと思います。

S-KETとステーションについては、冒頭で申し上げましたが、時間的制約がある中で、裾野を広げてやれるものではないと思いますし、学校に出向いて進めるものでもないと思います。おそらく残り一回、二回で、情報を整理しなければいけません。今年に関しては引き続き充実を望むと提言させていただいて、来年度は更なるところを組み込むような形にするということで今年度の対象を定めたいと思いますけどいかがでしょうか。

○本図副会長

教職員の研修についてはもう提言してきたので、方法論は教育委員会にお任せしますという気持ちです。一方、保護者に対しては教育委員会でも言いづらいところだと思うので、政策全体から見て、うまく紐づくものがあるのであれば、こういう会議から言うことは意

味があるとは思いますが。ただ、PTAの方だったらあるのでしょうか、保護者一般に対して研修という言葉を使うかなとも思います。「保護者への啓発」、「保護者としての教育力の向上」という点を踏まえるといいのではないのでしょうか。それに比べるとステーションの方が進めやすいと思いました。

○氏家会長

研修については3年前に検証を進めたので、学校をもう少し機能的にさせるための保護者、家族、地域というところを柱にしようと思いますが、どうでしょうか。

○本図副会長

保護者や地域に関することは、施策で言うと、V「社会全体でいじめの防止に取り組むための対策」のどこかにあるのであれば、この会議で言うことに意味があると思います。

○氏家会長

私は「研修」というものにあえてこだわる気はなく、何をすべきかを重視しています。先生方への研修が一定程度の成果を上げているという判断になれば、次なるものとして、先生方がより一層いじめの対応に取り組めるよう、保護者や地域社会への発信をどうするかが、この会議にゆだねられる部分であるのかなという気はいたします。

そうすると、むしろキャンペーンの方の意味合いが大きくなるかもしれません。私自身が研修に引っ張った部分がありますが、いじめ防止について学校教育がより機能するために、保護者や地域社会の役割のようなことを、大きいテーマにしたいと思います。そのようなところで改めて資料など、検証素材をお示しいただけますか。

教育相談課だけではないとは思いますが、先ほど申しました教育相談という教員養成課程の科目の中で、一回は保護者対応を入れることになっており、文科省も課題と認識しているからだと思います。だからこそ、この会議として、いじめの未然防止に他人ごとにならないように、保護者、地域の方々がいじめに対して正しい認識を持つように発信をすることがいいと思います。

○事務局（次長兼こども若者支援部長）

保護者の方、地域の皆さんに対する啓発はこども若者局で担っております。社会全般でいじめを防ぐために、リーフレットを作成し、地域の方にもいろいろな目で子どもたちを見守っていただいて、何か気づきがあったら学校に連絡してほしいという呼びかけをしております。今日の議論は、研修から入っていき、高橋委員から、子どもを学校に通わせているPTAの保護者の皆さんにもそのような意識が必要だということから発展していったと思います。リーフレットでは、お子さんをお持ちの保護者向け、あるいは、おじいさんおばあさん世代の方、地域の方、子どもがいるいないに関わらず広く呼びかけております。どのような成果があるのかがなかなか測れない部分もありますが、委員の皆様からお知恵をいただいて、そういうところのてこ入れができるのであれば、頑張りたいと思います。

学校現場で保護者に向けて行っているところ、教育委員会の中で対応いただく部分と一緒に連携しながら取り組む必要もあるという視点でご示唆をいただいたのかと思います。

○本図副会長

保護者と地域ということですが、保護者の方は雲を掴むような話でもあります。メインとしていいのですが、そこを落としてくると結局、特活に代表される学級経営力であることは間違いなくと思います。保護者と地域も巻き込んで、各先生方がきちんとした学級を作っていけるかというところ、西海枝委員からあった特活を利用してというところと繋がります。でも、それは「研修」とは違っている気がしていて、保護者もしっかりとしてくださいということの中に、学級経営力ということも視野に入れながら、また会長のところで考えていただくときに、誰に対して何を言ったらいいのかわからない、保護者だとそういうことになる可能性があるので、その辺は、少し幅広に考えていただくこともあり得るかなと思います。

○氏家会長

研修については、私が引っ張り過ぎたのですが、研修という言葉を消しましょう。

保護者に向けてなかなか明言化しづらかった部分などで可能なところとして、「いじめの未然防止のためにやっていただかなければいけない家庭の役割」などが考えられます。生徒指導提要の一番下の発達支持的生徒指導は、医学医療の中での公衆衛生と類似し、病気の未然予防と同じ概念です。一番上が治療だとすれば、二番目は長引かせないで、三番目は病気にさせないという考え方があるわけで、時代を担う若者たちをどのように育てるかは、大人の役割も考えたときには全市の方へアピールできると思います。こども若者局で手がける部分と、教育局でなかなか明言化できなかった部分を、残りの会議一回、二回で落とし込んで今年度の報告の柱としたいと思います。そのあたりを今年度の検証の対象、メインテーマということにいたしましょう。

○事務局（こども若者局長）

先ほど来、西海枝委員や本図副会長から、学級をどう経営していくのかが非常に重要なのではないかという、より本質的な話がありました。いわゆる効果の検証をする場合に、学級経営の在り方について、この検証会議のテーマに乗せることとしていいものなのかどうか、最後の議論まで踏まえて理解できませんでしたので、確認させていただきたいと思います。

○本図副会長

保護者や地域に対しては、キャンペーンで関わったりとかリーフレットを作って配布したりしてきたと思いますが、こうした取組みについては、効果測定ができるかという点が疑問です。どういう報告書を作るか次第ですが、私としては、学級経営力の在り方も結局関わりますよねと投げたところ。そこは事務局と会長とで、きちんと効果測定的な議論ができるか考えて対象を検討していただければと思います。

保護者と地域のこと、あまり対象にしてこなかったのはそのとおりですが、それを踏まえて、学校ではどうするのということが報告書のどこかに入ってくると思います。

○事務局（副教育長）

いじめについては効果とか成果は測ることが難しいということが現実問題ありますが、「学級経営も視野に入れて」という本図副会長のご発言は、学級経営力を測るということではないと解釈してよろしいでしょうか。コミュニティ・スクールを活かした地域と学校の

連携でこういうことをやっていけば、地域、保護者、学校それぞれ力が高まっているという測定で、学級経営をピンポイントで測定するということではないと理解しますが、よろしいでしょうか。

○本図副会長

そのとおりです。

○氏家会長

過去のいじめ対策検証会議の議論で、エビデンスはありませんが印象として、先生方と地域社会との交流があるところは非常にトラブルが少ないという話が挙がりました。地域の祭りに先生方が出てくるような学校は子どもたちはすごく落ち着き、先生と地域社会が疎遠になると、学校への悪口が始まってしまうそうです。コミュニティ・スクールや学校支援地域本部なども、いじめ防止に機能する可能性があることなどは、この会議ではあまり触れて来ませんでした。今回、学校と地域社会との繋ぎ目であり、保護者はもちろん、保護者以外の学校を取り巻く存立基盤の大人たちがどのように、学校のことを見るかというところを、少し提言できるといいのかなと思います。保護者の馴染みのない学校ほど校内暴力が多いというのは、昭和に検証されていることですので、本市になじむ形で今回出せると良いのかなと考えました。学校を支えるもので、いじめ未然防止について考えてまいると思います。次回については事務局と私で相談して考えたいと思いますが、また活発なご意見をよろしくお願いいたします。

3 そ の 他

特になし

4 閉 会